

鳥取市告示第 2 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	白兔地区自治会
区 域	鳥取市白兔の全域とする。ただし、白兔 8 番地及び白兔 1 2 - 1 番地を除く。
主たる事務所	鳥取市白兔 8 8 6 番地 1 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	63.00 m ²	鳥取市白兔字白浜 6 9 3 番 1 3
山林	19.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 6 7 6 番 1
山林	39.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 6 7 7 番 2
山林	16.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 6 7 8 番 3
山林	9.91 m ²	鳥取市白兔字杖突 6 7 8 番 5
山林	79.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 6 8 0 番 2
山林	165.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 9 0 7 番 3
山林	138.00 m ²	鳥取市白兔字杖突 9 0 8 番 4

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和 8 年 5 月 2 1 日から令和 8 年 8 月 2 1 日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれ

らの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
近藤多賀司	鳥取市白兔47番地	8分の1
鵜戸口静天	鳥取市白兔81番地	8分の1
鵜戸口欣一	鳥取市白兔593番地	8分の1
松本とし	鳥取市白兔71番地	8分の1
鳥飼清光	鳥取市白兔881番地	8分の1
松本庄藏	鳥取市白兔51番地	8分の1
松本勝哉	鳥取市白兔30番地	8分の1
三橋千年	鳥取市白兔88番地	8分の1